

みんなで支える 介護保険



介護保険も制度施行後4年半が経過し、制度自体も市民の皆さんにご理解されてきているところです。
介護保険は、被保険者自身が助け合いの考え方に立って保険料を負担し、介護が必要になったときにはサービスの提供を受けられる仕組みになっています。今回は、65歳以上（第1号被保険者）の方の介護保険料の算定方法をお知らせします。

65歳以上（第1号被保険者）の方の介護保険料の決まり方

介護保険料は、ご本人および同世帯の方の市民税課税状況により5段階に分かれています。
八潮市の平成16年度介護保険料は次のとおりです。

段階	対象者	保険料率(年額)
第1段階	生活保護を受給している方、老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税の方	(基準額×0.5) 18,100円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税の方	(基準額×0.75) 27,100円
第3段階	本人が市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合)	(基準額) 36,200円
第4段階	本人が市民税課税者で平成15年中の合計所得金額が200万円未満の方	(基準額×1.25) 45,200円
第5段階	本人が市民税課税者で平成15年中の合計所得金額が200万円以上の方	(基準額×1.5) 54,300円

※年度の途中で65歳になられた方および八潮市に転入された方は、月数に応じて保険料額が計算されます。
※介護保険料を年金差し引き（特別徴収）できる方は、次の条件を満たす方です。
① 4月1日現在で65歳以上である。
② 4月1日の現況で老齢基礎年金（65歳から受給）の給付額が年額18万円以上である。
この条件を2つとも満たしている場合に、その年の10月に支給される年金から介護保険料を差し引きます。
年金差し引き（特別徴収）が開始されるまでは、納付書により納付していただきますので納付忘れのないようご注意ください。

65歳以上（第1号被保険者）の方の介護保険料基準額はこのようにして決まります

介護保険料は、介護サービスにかかる費用に応じて市町村ごとに算定されます。

3年ごとに見直される介護保険事業計画に基づいて、3年間（平成15年度～17年度）に見込まれる介護サービス給付費をまかなえるように介護保険料は設定されます。平成15年度から平成17年度の八潮市の介護保険料は次のように算出されています。

$$\begin{array}{c}
 \text{介護保険料} \\
 \text{基準額(年額)} \\
 36,200\text{円}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{①八潮市で介護保険} \\
 \text{給付にかかる費用} \\
 55\text{億}2,129\text{万円} \\
 \text{(3年間合計)}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{②65歳以上の人の} \\
 \text{負担割合}23\%
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \text{③介護保険準備基金} \\
 \text{取崩額等} \\
 5,313\text{万円}
 \end{array}
 \div
 \begin{array}{c}
 \text{④予定収納率} \\
 97.30\%
 \end{array}
 \div
 \begin{array}{c}
 \text{⑤65歳以上の人数} \\
 34,578\text{人} \\
 \text{(3年間合計)}
 \end{array}$$

①八潮市で介護保険給付にかかる費用

サービス種類ごとに3年間の利用を見込み介護給付に必要な費用を計算します。

サービス種類	3年間の見込み額 (H15～H17)
居宅介護支援	1億7,564万円
居宅サービス※	21億436万円
福祉用具購入・住宅改修給付額	6,302万円
施設サービス※	31億3,280万円
高額介護サービス・審査支払手数料	4,545万円
介護給付にかかる費用 (3カ年合計)	55億2,129万円

※居宅サービスは、訪問介護・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所サービス・居宅療養管理指導・痴呆対応型共同生活介護・特定施設入所者生活介護の合計です。
※施設サービスは、特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型介護施設の合計です。

②65歳以上の人の負担割合

介護保険法により公費負担と保険料で負担する割合は決められています。原則65歳以上（第1号被保険者）の人の負担割合は18パーセントですが、八潮市の場合は年齢75歳以上の後期高齢者割合や所得段階別被保険者数の構成割合から国の負担金25パーセントのうち調整交付金（5パーセント）の交付が見込めないため、65歳以上の人の負担割合は23パーセントとなります。

公費負担	国の負担金	20%	32%	40歳以上65歳未満の人の保険料	保険料負担
	(調整交付金)	(a) 5%			
市の負担金	県の負担金	12.5%	(b) 18%	65歳以上の人の保険料	
	市の負担金	12.5%			

八潮市の65歳以上の人の負担割合(a)+(b)=23%

③介護保険準備基金取崩額等

(5,865万円-552万円=5,313万円)

平成12年度から14年度までの介護保険事業での積立額を保険給付に充てます。また介護保険事業を安定的に運用するため県基金を見込みます。

H12～H14の介護保険準備基金取崩額	5,865万円
財政安定化基金拠出金(見込)額	552万円

④予定収納率

平成12年度から14年度までの期間中の実績を参考としています。

⑤65歳以上の人数

平成15年度から17年度までの65歳以上の推計人口(33,336人)に所得段階別人数を勘案するための補正係数(1.0373)を乗じて計算(34,578人)します。

保険料を納め忘れ(滞納)していると

介護保険料を滞納している方が介護保険サービスを利用する場合は、原則として次のような措置がとられますので、納め忘れのないよう注意してください。

1年以上滞納すると

利用者が費用の全額をいったん負担し、後で申請により費用の9割の払い戻しを受けることになります。

1年6カ月以上滞納すると

利用者が費用の全額を負担し、申請後も給付の一時差止め、給付額から滞納保険料を差し引くことがあります。

2年以上滞納すると

滞納期間に応じて一定期間、利用者負担が1割負担から3割負担に引き上げられるなどの措置がとられます。

○納付が難しいときには相談を

災害や著しい所得の減少などの特別な事情があると認められるときには、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときにはそのまませず、まずは高齢いきがい課へご相談ください。

【問い合わせ】 高齢いきがい課 介護給付係 ☎443